

平成18年9月26日

四万十町学校長、学校事務 様

四万十町教育委員会
(公印省略)

管内における旅費支給に関する取り扱いについて（通知）

自家用車による管内における旅費についての取り扱いについては、下記のとおりとしますので、よろしくお願いします。

記

根拠法令等(部分抜粋)

○四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年3月20日施行）条例第44号

第3条（旅費の支給）

職員が旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

第16条（車賃）

車賃は、全路程を通算して計算する。通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときには、これを切り捨てる。

第17条（自家用車の車賃）

職員が、旅行命令権者の承認を受けて、自家用車を使用して旅行した場合には、車賃を支給する。

車賃の額は、1キロメートルにつき25円とする。

第24条（管内旅行の旅費）

管内における行程8キロメートル未満の旅行に対しては、旅費を支給しない。

○四万十町一般職の職員の旅費に関する規則（平成18年3月20日施行）条例第48号

第6条（車賃の端数処理）

条例第16条及び第17条の規定により支給する車賃の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

1. 路程の計算については、高知県新旅費システムにより計算することとする。
(ただし旅行行程の通勤経路の重複部分については、支給しないものとする。)
2. 管内出張命令については、別紙様式(管内旅費出張命令票・兼請求書)を使用するものとし、所属部署毎、原則として1ヶ月を単位として精算をするものとする。
3. 支出事務については、財務会計システムにより《 費目 9旅費・3費用弁償(管内出張旅費)》兼票作成(管内旅費出張命令票・兼請求書添付)し提出すること。
4. この通知による自家用車での管内出張の取り扱いについては、平成18年4月1日から適用するものとするが、既に支出されている場合は、従前の例によるものとする。